

偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償について

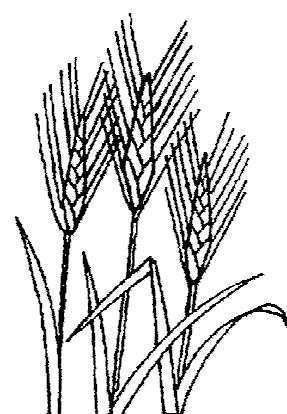
いつも当金庫をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。
報道等でご存知のとおり、キャッシュカードの偽造や盗難により預金が不正に引き出される被害が増加しております。

当金庫では、このような犯罪によってお客様の大切なご預金が不正に引き出されることのないよう対応しておりますが、万一、個人のお客さまがこのような被害に遭われた場合には、原則として当金庫が補償いたします。

ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、当金庫が被害額の全部または一部について補償しかねるケースがありますので、十分にご注意くださいますようお願いいたします。

また、お客様におかれましても、キャッシュカードと暗証番号を厳重に管理していただくとともに、「推測されやすい暗証番号」をご使用の場合は、速やかに暗証番号を変更してくださいますようお願い致します。

なお、暗証番号は、当金庫ATMで変更できますのでご利用ください。



村上信用金庫

1 偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の取扱い

キャッシュカードの偽造または盗難により、個人のお客さまのご預金がATMから不正に引出された場合には、原則として当金庫が補償させていただきますが、お客様に「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意ください。

なお、不明な点がある場合には、当金庫の窓口等にお問合せください。

○偽造キャッシュカード被害に遭われた場合

お客様に重大な過失がなかった場合	お客様に重大な過失があった場合
原則として被害額の全額を補償させていただきます。	被害額は補償いたしかねる場合があります。

* 補償を受けるにあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。

○盗難キャッシュカード被害に遭われた場合

お客様に重大な過失または過失がなかった場合	お客様に過失(重大な過失以外)があった場合	お客様に重大な過失があった場合
原則として被害額の全額を補償させていただきます。	原則として被害額の75%を補償させていただきます。	被害額は補償いたしかねる場合があります。

当金庫が補償させていただくためには、お客様に次の3つの要件を満たしていただく必要があります。

- ① お客様がキャッシュカードの盗難に気づかれたあと、当金庫へ速やかにご通知いただいていること
- ② 当金庫の調査に対し、お客様から十分なご説明をいただいていること
- ③ お客様が当金庫に対し、警察署に被害届けを提出していることやその他の盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものをお示しいただいていること



お客様の「重大な過失」 または「過失」となりうる場合

偽造・盗難キャッシュカード被害に遭われたときは、お客様に「重大な過失」または「過失」があった場合には補償を受けられない、または補償が減額される可能性があります。

なお、お客様の「重大な過失」または「過失」となりうるケースは、次のとおりです。

[1]お客様の「重大な過失」となりうる場合

① 他人に暗証番号を知らせた場合（＊）

② 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合

③ 他人にキャッシュカードを渡した場合（＊）

④ その他①～③までの場合と同程度の著しい注意義務違反
があると認められる場合

*病気の方で介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることができないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。



[2]お客様の「過失」となりうる場合

(1)次の①または②に該当する場合

- ① 当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号としていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証など）とともに携行・保管していた場合
- ② 暗証番号を容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2)次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合は、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

① 暗証番号の管理

- ア. 当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号としていた場合
- イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

② キャッシュカードの管理

- ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合
- イ. 酷つい等により通常の注意業務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3)その他上記(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

3

盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

キャッシングカードの盗難により、ご預金が不正に引き出された場合に補償を受けるためには、次の点にもご留意ください。

[1] 盗難キャッシングカード被害の補償対象期間

盗難キャッシングカード被害に対する補償対象は、当金庫に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。

ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明された場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数以降に遭った被害となります。(この場合においても、キャッシングカードが盗難された日(*)から2年を経過する後に発生した被害については補償いたしかねる場合があります。)

*キャッシングカードが盗難された日が不明である場合は、盗難キャッシングカードを用いて不正な預金の引き出しが最初に行われた日

[2] キャッシュカードの盗難により発生した被害額の全部について補償いたしかねるケース

キャッシングカードの盗難により発生した被害につきましては、お客様に故意または「重大な過失」がある場合のほか、次のケースにも補償いたしかねる場合があります。

① お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によってご預金が引き出された場合

② 被害状況についての当金庫に対するお客様からのご説明において、重要な事項に関し偽りがあった場合

③ 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随してキャッシングカードが盗難された場合

4

キャッシングカードと暗証番号の管理について

★キャッシングカードの管理

- キャッシングカードが、他人に使用されないように管理してください。
- キャッシングカードは紛失していないか、こまめにご確認ください。
- キャッシングカードは、暗証番号を記載したメモや暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証等)と別々に管理してください。
- キャッシングカードは、安易に他人に渡さないでください。
- キャッシングカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下にキャッシングカードを置かないでください。

★暗証番号の管理

- 暗証番号は、他人に知らせないでください。
- キャッシングカードに暗証番号を書き記さないでください。
- 生年月日、電話番号、住所の地番、自動車等のナンバーなど他人に推測されやすい番号を暗証番号に使用しないでください。
- キャッシングカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など他の取引を使用する際に暗証番号を使用することは避けてください。
- ATMなどを利用されるときは、暗証番号を後ろから覗き見されないようにご注意ください。

キャッシングカードの盗難・紛失、不正利用にお気づきのときは、

- 万一、キャッシングカードを盗まれたり紛失したりした場合や、預金通帳に身に覚えのない取引が記録されているときは、ただちに当金庫にご連絡ください。(*)
- 空き巣や車上盗難などの被害にあわれたときは、キャッシングカードがコピーされている可能性がありますので、念のため当金庫にご連絡ください。(*)

*営業時間外や休日・祝日の場合は、「しんきんサービスセンター」(TEL03-3740-3080)までご連絡ください。